

(一) 賃金ニ充テハ四月十五日ヨリ日給五銭ヲ増給ス 但シ後記村
山外四名ヲ除ク

(二) 労働時間ニ充テハ午前七時二十分入場全三十分充業午後五時
終業トス

(三) 健康保険積金ニ充テハ従来ノ通り
給料ニ充テハ

イ 従来ニ付シ平叙ニ充テ上ラ生破昇給セシムルコト
ロ 職工村山ノ日給ヲ一円七十銭ニ充テ一円三十銭ニ充テ
山口ノ日給ヲ一円五十銭ニ充テ一円六十銭ニ充テ
高橋ノ日給ヲ一円五十銭ニ充テ一円六十銭ニ充テ
右ノ通り四月十五日ヨリ昇給セシムルコト

(四) 公傷手前ニ充テハ日給ノ二倍ヲ支給スルコト
休業手前ニ充テハ三大節ニ限り日給ノ五分ヲ支給スルコト

(五) 休業中(罷業ニ付)日給五分支給スルコト 以上
(通右罷業中、職工八十三ヨリ出動ノ予定)
右及申(通)報候也

労務第一二八六号
昭和六年四月六日

警視總監 九山鶴 吉

勸大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官 殿
各道府縣長 官 殿 (八八道府県)

生 四、一 解決ニ未
労働者 三九
参加者 二一
係労働組合 全五、一
力

日本マイカ製所労働争議ニ関スル件 (第一報リ發生)

要旨 本月一日賃金二割値下ヲ發表断行シタルニ爲リ發上職工三十九名中二十名
罷業ニ入リ

標記工場ニ労働争議發生セルカ其ノ状況左ノ通

記

一 争議發生ノ場所 新下代々藩町藩々各五五七

六事業主側